

## 令和7年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告について ～政治家個人の収入に係る課税関係～

- 令和7年分所得税及び復興特別所得税の申告期限及び納期限は、令和8年3月16日（月）です。
- 本リーフレットは、特に、政治家個人の収入に係る課税関係について、申告に当たって参考になると思われる事項をまとめています。  
※ 確定申告の一般的な事項については、「令和7年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」をご覧ください。

### 1 国等からの収入の課税関係

#### (1) 歳費

- 国等から受け取る歳費は、期末手当を含めて、給与所得として申告する必要があります。国務大臣・副大臣や大臣政務官などの特別職の職員として各府省庁から支給を受ける給与も、併せて給与所得として申告が必要です。

#### (2) 調査研究広報滞在費

- 調査研究広報滞在費（旧文通費）は、歳費等に関する法律により非課税とされていますので、申告の必要はありません。

#### (3) 議会雑費等

- 議会雑費、特殊乗車券等は、歳費等に関する法律により非課税とされていますので、申告の必要はありません。

※ 歳費等に関する法律＝国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律

### 2 その他の政治資金収入の課税関係

- 政治家個人が政治資金の提供を受けた場合には、その提供を受けた個人の所得税の課税上、雑所得として収入金額になりますので、雑所得に係る所得金額を計算する必要があります。  
なお、計算の結果、赤字が生じることとなった場合でも、給与所得など他の種類の所得から差し引くことはできません。

※ 記帳や帳簿書類の保存義務の対象となる所得については、事業所得、不動産所得、山林所得及び業務に係る雑所得に限定されており、政治資金に係る収入はこれらの所得に該当しないため、これらの義務はありません。

#### 【雑所得に係る所得金額の計算】

(1年間に受けた政治資金収入の金額) – (政治活動のために支出した費用の金額)

#### I 政治資金収入について

- 例えば、次のようなものが政治家個人の雑所得の収入金額となる政治資金収入に該当します。
  - ・ 政党から受けた政治活動のための資金
  - ・ 個人・後援団体などの政治団体から受けた政治活動のための物品等による寄附

- なお、上記のうち、選挙運動に関して受けたもので選挙運動費用収支報告書において報告されたものは、非課税となります。

## II 政治活動のために支出した費用について

- 例えば、政治家個人が次のようなものを支出した場合には、その支出した金額を政治活動のために支出した費用として政治資金収入に係る金額から控除することができます。  
ただし、非課税とされる調査研究広報滞在費や選挙運動費用に対応する金額は、この場合の費用から除かれます。
  - ・ 政治活動のために雇用した秘書、事務所職員の給料、手当など（政策担当秘書、第一議員秘書及び第二議員秘書の給与で国から支給されるものを除きます。）
  - ・ 専ら政治活動のために支出した委託調査費、図書費、会議費、通信費、旅費
  - ・ 専ら政治活動に関する交際費、接待費
  - ・ 政治活動に関する寄附金（寄附金控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受けることとしたものを除きます。）
- ただし、政治資金収入から、個人的な交際費など政治活動に係る個人的な支出と認められるものを支払った場合には、その支払った金額を費用として控除することはできません。

## 3 その他の収入の課税関係

- 法人その他の団体の役員、顧問、相談役などとしての地位に基づき受けた顧問料、報酬などは給与所得として申告が必要です。
- 弁護士その他の自由職業者としての事業活動に基づく収入による所得は事業所得です。
- 原稿料、印税、講演料、放送謝金などは、原則として雑所得です。
- 生命保険の満期返戻金や解約一時金（契約者及び受取人がともに本人の場合）は、一時所得です。
- このほか、例えば、利子、配当、資産の譲渡収入などに係る所得の計算については「令和7年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」などをご覧ください。

## 4 確定申告に当たってご留意いただきたい事項

- 次のいずれかに該当する場合には、「財産債務調書」を令和8年6月30日までに提出することになっています。
  - ・ 申告における所得金額の合計額が2千万円を超え、かつ、令和7年12月31日においてその価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の有価証券等の対象資産を有する場合
  - ・ 令和7年12月31日においてその価額の合計額が10億円以上の財産を有する場合
- また、令和7年12月31日において有する国外財産の価額の合計額が5千万を超える場合には、「国外財産調書」を令和8年6月30日までに提出することになっています。

### 【参考】政治団体の課税関係

- 政治団体については、収益事業から生ずる所得以外には法人税を課さないこととされており、政治献金を受ける行為は収益事業に該当しないことから、政治家個人の関連政治団体が政治資金の寄附を受けても、法人税の課税関係は生じません。